

別表1 禁止化学物質

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
1	カドミウムおよびその化合物	100ppm 未満	全ての用途 (RoHS 指令適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
2	鉛およびその化合物	1000ppm 未満 下記注(*2)	全ての用途 (RoHS 指令適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
3	水銀およびその化合物	1000ppm 未満	全ての用途 (RoHS 指令適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS 水銀に関する水俣条約
4	六価クロム化合物	1000ppm 未満	全ての用途 (RoHS 指令適用除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
1~4	カドミウム、鉛、水銀、六価クロム(包装材)	意図的使用を禁止かつ総合計 100ppm 未満	IDEC 製品用の包装材料、梱包材料	EU 包装材指令 米国特定州包装材重金属規制
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	意図的使用禁止 かつ 1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	意図的使用禁止 かつ 500ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
8	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	意図的使用禁止 かつ 50ppm 未満	全ての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	50ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
13	アスベスト類	意図的使用禁止	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII
14	三置換有機スズ化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度)	全ての用途	化審法, EU REACH 規則 Annex XVII

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (TBTO)	1000ppm 未満 (スズ含有濃度)	全ての用途	化審法 EU REACH 規則 Annex X VII EU POPs 規則 Annex I
16	短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10～13)	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 POPs条約 EU POPs 規則 Annex I
17	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	特定アミンとして 30mg/kg (30ppm) 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革部品	EU REACH 規則 Annex X VII
18	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 1 以上)	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 POPs条約 EU POPs 規則 Annex I
19	オゾン層破壊物質	意図的使用禁止	全ての用途 (製造工程含む)	オゾン層保護法 モントリオール議定書
20	ジブチルスズ (DBT)化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度)	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII
21	ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満 (スズ含有濃度)	皮膚に触れる繊維 2 成分室温効果モールドキット	EU REACH 規則 Annex X VII
22	ホルムアルデヒド	気中濃度 0.1ppm 未満	繊維板及び木工部品	ドイツ化学品禁止規則 米国 TSCA
23	放射性物質	意図的使用禁止	全ての用途	放射性障害防止法
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩	意図的使用禁止 かつ 1000ppm 未満	全ての用途	化審法 POPs条約 EU POPs 規則 Annex I
25	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質	PFOA 及びその塩の場合、 0.025ppm 未満、 PFOA 関連物質の場合、総合計 1ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII
26	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止	全ての用途	化審法
27	ジメチルフマレート	0.1ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII
28	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返されるゴムまたはプラスチック部品	EU REACH 規則 Annex X VII
29	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)	意図的使用禁止 かつ 100ppm	全ての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
30	ヘキサクロロベンゼン (HCB)	意図的使用禁止 かつ 10ppm 未満	全ての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
31	ペルフルオロカルボン酸 (PFCA)(C9-C14)、その塩及び関連物質	PFCA(C9-C14)及びその塩の場合、0.025ppm未 満、PFCA(C9-C14)関連物質の場合、総合計0.26ppm未 満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII
32	フェノール、イソプロピルリン酸(3:1)(PIP(3:1))	意図的使用を禁止	全ての用途	米国 TSCA
33	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	意図的使用を禁止かつ 1000ppm未 満	全ての用途	米国 TSCA

* 1 ただし、特定顧客向け製品で化学物質に関する取り決めがある場合は、その取り決めを優先する。

* 2 コードの表面を覆う素材に意図的に鉛が加えられている場合、または、鉛の含有量が 300 ppm(0.03%)を越える場合は、報告必須

別表 2 管理化学物質

No.	対象	備考
1	IEC 62474	別表 1 禁止化学物質を除く
2	EU REACH 規則 認可対象候補物質(高懸念物質 SVHC)	別表 1 禁止化学物質を除く
3	EU REACH 規則 Annex XVII 制限対象物質	別表 1 禁止化学物質を除く
4	chemSHERPA 管理対象物質	別表 1 禁止化学物質を除く

別表 3 関連する法規制

No.	略称	正式名称
1	化審法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
2	オゾン層保護法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
3	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
4	水銀汚染防止法	水銀による環境の汚染の防止に関する法律
5	EU RoHS 指令	Directive 2011/65/EU
6	EU REACH 規則 Annex X VII	Regulation (EC) No 1907/2006 Annex X VII
7	EU REACH 規則 Annex X IV	Regulation (EC) No 1907/2006 Annex X IV
8	中国版 RoHS	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
9	POPs 条約	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
10	EU POPs 規則 Annex I	Regulation (EC) No 850/2004 Annex I
11	EU 包装材指令	Directive 94/62/EC
12	ドイツ化学品禁止規則	ChemVerbotsV/Germany Chemical prohibition ordinance
13	米国 TSCA	米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act)
14	米国特定州包装材金属規制	US Specified States TIP : Specified states in the US : Toxics in Packaging Regulation
15	EU 電池指令	Directive 2006/66/EC 、2013/56/EU
16	水銀に関する水俣条約	The Minamata Convention on Mercury

別表 4 適用除外用途

No.	物質名	除外項目	IDEC 期限※
5(b)	鉛	ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2wt%を超えないもの	
6(a)	鉛	機械用鉄合金と亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35wt%以下の鉛	2024/07/21
6(a)- I	鉛	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比 0.2%まで含まれる鉛	
6(b)	鉛	アルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	
6(b)- I	鉛	鉛含有のアルミニウムスクラップのリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛 (2024 年 7 月 21 日より 0.3%に変更)	
6(b)- II	鉛	加工用途のアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%以下の鉛	
6(c)	鉛	銅合金に含まれる 4wt%以下の鉛	
7(a)	鉛	高融点タイプのはんだ中の鉛(85wt%以上の鉛ベースの合金)	
7(c)- I	鉛	コンデンサ用の誘電セラミック以外のガラス・セラミック(例えば圧電デバイス)、ガラス・セラミック複合材料中の鉛を含有する電気電子部品	
7(c)- II	鉛	定格電圧 AC125V、DC250V 以上のコンデンサの誘電セラミック中の鉛	
7(c)-IV	鉛	集積回路、ディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛(PZT)をベースにした誘電セラミック材料中の鉛	
8(b)	カドミウム	電気接点中のカドミウムおよびその化合物	2024/07/21
8(b)- I	カドミウム	カテゴリー1 から 7、10 の以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または交流 125V 以上で定格電流 12A 以上の交流スイッチ ・定格電力が直流 18V 以上で定格電流 20A 以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	2024/07/21
9	六価クロム	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューション中に含まれる 0.75wt%以下の六価クロム	
13(a)	鉛	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	
13(b)	カドミウム/ 鉛	フィルタガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛	
13(b)- I	鉛	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛	
13(b)- II	カドミウム	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く。	
13(b)-III	鉛	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	
15	鉛	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	
15(a)	鉛	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm ² 以上 ・300mm ² 以上のダイ、または 300mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	
18(b)	鉛	BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	
18(b)- I	鉛	医療用光療法機器に使用される場合の BSP (BaSi ₂ O ₅ :Pb) 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	

No.	物質名	除外項目	IDEC 期限※
24	鉛	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	
29	鉛	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I(カテゴリ 1、2、3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	
32	鉛	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	
34	鉛	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	
37	鉛	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	
39(a)	鉛	ディスプレイ照明用途について、ダウンシフトカドミウムベース半導体ナノクリスタル量子ドット中のセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン 1mm2 当たり 0.2µg 未満のカドミウム)	
41	鉛	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分、並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において、技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会および理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1, SH:2, SH:3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接、またはそれらの内部に取り付けられねばならないものに含まれる鉛	

改定履歴

改定日	改定内容
2018年10月 第1版	制定
2020年1月 第2版	別表1 禁止化学物質 11 ポリ塩化ビフェニル(PCB)類の閾値に 50ppm 未満を追加 18 ポリ塩化ナフタレンの塩素数を 2 以上から 1 以上へ変更 19 オゾン層破壊物質の規制対象に「製造工程を含む」を追加 25 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質の閾値を変更 (意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満→PFOA 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFOA 関連物質の場合、総合計 5ppm 未満)に変更 30 ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン及び 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物を削除 別表2 管理化学物質 4 JAMP 管理対象物質から chemSHERPA 管理対象物質へ変更
2022年4月 第2.1版	別表1 禁止化学物質 31 ペルフルオロカルボン酸(PFCAs)(C9-C14)、その塩及び関連物質を追加 32 フェノール、イソプロピルリン酸(3:1)(PIP(3:1))を追加 (該当法規制が新設されたため) 33 ペンタクロロチオフェノール(PCTP)を追加 (該当法規制が新設されたため)